

議案第67号

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(淡路市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 淡路市職員の給与に関する条例(平成17年淡路市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第32条第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	円 146,100	円 195,500	円 231,500	円 264,200	円 289,700	円 319,200	円 362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100

10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200

46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	

82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600	381,500		
95		295,200	343,100	382,100		
96		295,600	343,500	382,600		
97		295,800	343,700	383,300		
98		296,100	344,100	383,900		
99		296,500	344,500	384,500		
100		296,900	344,800	385,100		
101		297,100	345,100	385,800		
102		297,400	345,500	386,400		
103		297,800	345,900	386,900		
104		298,100	346,300	387,500		
105		298,300	346,800	388,200		
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				

	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第7条関係）

医師職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
再任用職員 以外の職員	1	249,800	335,000	399,000
	2	252,300	338,000	401,900
	3	254,800	340,900	404,500
	4	257,300	343,800	407,200
	5	259,500	346,500	409,800
	6	263,300	349,700	412,200
	7	267,100	352,800	414,900
	8	270,900	355,900	417,300
	9	274,500	358,700	419,500
	10	278,500	361,400	422,200
	11	282,500	364,500	424,800
	12	286,500	367,700	427,500
	13	290,300	370,600	429,900
	14	294,300	374,100	432,400
	15	298,200	377,100	434,800
	16	302,100	380,700	437,300
	17	305,800	384,300	439,300
	18	309,400	387,000	441,700
	19	312,900	389,500	444,000

20	316,500	392,100	446,400
21	320,100	394,900	447,900
22	323,800	397,200	450,300
23	327,300	399,700	452,600
24	330,600	401,800	454,900
25	334,100	403,800	456,900
26	336,800	406,100	459,200
27	339,400	408,300	461,400
28	342,000	410,600	463,700
29	344,800	412,900	465,800
30	346,700	415,000	468,100
31	348,900	417,000	470,400
32	351,300	419,100	472,600
33	353,500	421,000	474,600
34	355,800	422,800	476,700
35	357,900	424,600	478,800
36	360,200	426,600	480,900
37	362,400	428,500	483,000
38	364,800	430,500	484,800
39	367,000	432,400	486,600
40	369,000	434,400	488,400
41	371,300	436,200	490,100
42	372,500	438,000	491,900
43	373,900	439,700	493,700
44	375,000	441,500	495,500
45	376,200	443,300	497,100
46	377,600	445,100	498,800
47	379,100	446,900	500,600
48	380,600	448,600	502,400
49	381,700	450,400	504,000
50	382,700	452,100	505,300
51	383,700	453,900	506,600
52	384,500	455,700	507,900
53	385,400	457,600	508,900
54	386,300	458,800	510,200
55	387,000	460,000	511,500

56	387,900	461,200	512,800
57	388,600	462,400	513,800
58	389,500	463,400	514,600
59	390,300	464,400	515,400
60	391,100	465,400	516,200
61	391,600	466,200	517,100
62	392,100	466,900	517,900
63	392,500	467,600	518,800
64	393,000	468,300	519,600
65	393,300	469,000	520,500
66		469,700	521,400
67		470,400	522,100
68		471,000	523,000
69		471,300	523,900
70		472,000	524,700
71		472,700	525,600
72		473,400	526,500
73		473,800	527,300
74		474,400	528,200
75		475,100	529,100
76		475,800	529,800
77		476,200	530,600
78		476,800	531,500
79		477,400	532,400
80		477,900	533,300
81		478,500	534,100
82		479,000	535,000
83		479,500	535,900
84		480,000	536,800
85		480,400	537,600
86		481,000	538,500
87		481,400	539,400
88		481,900	540,300
89		482,400	541,100
90		483,000	
91		483,600	

	92		484,000	
	93		484,500	
	94		485,100	
	95		485,700	
	96		486,300	
	97		486,800	
再任用職員		296,200	338,600	393,000

備考 この表は、診療所等に勤務する医師に適用する。

(淡路市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 淡路市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成17年淡路市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中

「

12月1日	100分の 222.5	100分の 178	100分の 133.5	100分の 66.75
-------	----------------	--------------	----------------	----------------

」

を

「

12月1日	100分の 227.5	100分の 182	100分の 136.5	100分の 68.25
-------	----------------	--------------	----------------	----------------

」

に改める。

(淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年淡路市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第5項」の右に「並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により準用される地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項」を加える。

第2条の見出し中「給与」を「給与の種類等」に改め、同条第1項中「前条の給与とは、」を削り、「法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（」の右に「技能労務職の会計年度任用職員（以下「技能労務職員」という。）を除く。」を加え、「にあつては」を「の給与は」に改め、「同項第1号により採用された会計年度任用職員（」の右に「技能労務職員を除く。」を加える。

第16条に次の1項を加える。



4 第1項及び第3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額とする。

第29条を第30条とし、第28条の次に次の1条を加える。

(技能労務職員の給与の種類及び基準)

第29条 技能労務職員の給与は、第2条第1項に規定する給料、報酬及び手当とする。

2 技能労務職員の給与の基準は、その職務と責任の特殊性を考慮し、別に定める。

附則に次の1項を加える。

(会計年度任用職員への移行に伴う経過措置)

3 施行日の前日において、改正前の法第17条に規定する一般職に属する職員として採用されていた者が、施行日において引き続きフルタイム会計年度任用職員として任用され、この条例の適用を受けることとなった場合に支給される1会計年度を単位とした給料及び期末手当の総額(以下「支給総額」という。)が、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間において支給されていた給料及び期末手当の総額(以下「特定期間支給総額」という。)に達しないこととなるものには、支給総額が特定期間支給総額に達するまでの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	146,100	195,500
2	147,200	197,300
3	148,400	199,100
4	149,500	200,900
5	150,600	202,400
6	151,700	204,200
7	152,800	206,000
8	153,900	207,800
9	154,900	209,400

10	156,300	211,200
11	157,600	213,000
12	158,900	214,800
13	160,100	216,200
14	161,600	218,000
15	163,100	219,700
16	164,700	221,500
17	165,900	223,200
18	167,400	224,900
19	168,900	226,500
20	170,400	228,100
21	171,700	229,500
22	174,400	231,200
23	177,000	232,800
24	179,600	234,400
25	182,200	235,400
26	183,900	236,900
27	185,500	238,300
28	187,200	239,500
29	188,700	240,700
30	190,400	241,900
31	192,200	242,900
32	193,900	244,100
33	195,500	245,400
34	196,900	246,400
35	198,400	247,600
36	199,900	248,900
37	201,200	249,800
38	202,500	251,100
39	203,700	252,300
40	205,000	253,600
41	206,300	255,000
42	207,600	256,400
43	208,900	257,600
44	210,200	258,800
45	211,300	260,000

46	212,600	261,200
47	213,900	262,500
48	215,200	263,600
49	216,300	264,700
50	217,400	265,800
51	218,400	267,100
52	219,500	268,400
53	220,600	269,400
54	221,600	270,500
55	222,500	271,800
56	223,500	273,100
57	223,800	274,000
58	224,600	275,000
59	225,400	275,900
60	226,100	277,000
61	226,800	278,100
62	227,800	279,100
63	228,600	280,000
64	229,400	281,000
65	230,100	281,500
66	230,800	282,400
67	231,700	283,100
68	232,700	284,000
69	233,400	285,000
70	234,000	285,800
71	234,500	286,600
72	235,200	287,400
73	236,000	288,200
74	236,600	288,700
75	237,200	289,100
76	237,700	289,600
77	238,400	289,800
78	239,100	290,100
79	239,800	290,300
80	240,300	290,700
81	240,800	290,900

82	241,500	291,100
83	242,200	291,500
84	242,900	291,800
85	243,500	292,100
86	244,200	292,400
87	244,900	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900

118	302,100
119	302,400
120	302,700
121	303,100
122	303,300
123	303,600
124	303,900
125	304,200

(淡路市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 淡路市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第32条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(淡路市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 淡路市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中

「

100分の 222.5	100分の 178	100分の 133.5	100分の 66.75
100分の 227.5	100分の 182	100分の 136.5	100分の 68.25

」

を

「

100分の 225	100分の 180	100分の 135	100分の 67.5
100分の 225	100分の 180	100分の 135	100分の 67.5

」

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第5条までの規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の淡路市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の淡路市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 改正後の給与条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の淡路市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第2条の規定による改正前の淡路市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。  
（規則への委任）
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>( 勤勉手当 )                      第 3 2 条 ( 略 )                      2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>( 1 ) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>1 0 0 分の 9 2 . 5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>( 2 ) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 1 0 0 分の 4 5 を乗じて得た額の総額</p> <p>3 ~ 5 ( 略 )</p>	<p>( 勤勉手当 )                      第 3 2 条 ( 略 )                      2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>( 1 ) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 9 2 . 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 9 7 . 5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>( 2 ) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 1 0 0 分の 4 5 を乗じて得た額の総額</p> <p>3 ~ 5 ( 略 )</p>

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行									改 正 案								
別表第1（第7条関係）									別表第1（第7条関係）								
行政職給料表									行政職給料表								
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	再任用職員以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500		2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900		3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500		4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400		5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900		6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200		7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700		8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100		9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800		10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400		11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100		12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500		13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800		14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000		15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400		16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200		17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200		18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100		19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900		20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800		21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600		22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400		23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300		24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100		25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600		26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100		27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700		28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700



淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行									改 正 案								
29	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>274,800</u>	318,100	345,900	375,100	422,300		29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	318,100	345,900	375,100	422,300	
30	<u>188,900</u>	<u>240,700</u>	<u>276,700</u>	320,100	347,800	376,900	423,600		30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>	320,100	347,800	376,900	423,600	
31	<u>190,700</u>	<u>241,700</u>	<u>278,600</u>	322,200	349,700	378,700	424,900		31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>	322,200	349,700	378,700	424,900	
32	<u>192,400</u>	<u>242,900</u>	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100		32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	
33	<u>194,000</u>	<u>244,200</u>	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300		33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	
34	<u>195,400</u>	<u>245,300</u>	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600		34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	
35	<u>196,900</u>	<u>246,500</u>	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900		35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	
36	<u>198,400</u>	<u>247,800</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100		36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	
37	<u>199,700</u>	<u>248,700</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300		37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	
38	<u>201,000</u>	<u>250,100</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100		38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	
39	<u>202,200</u>	<u>251,500</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900		39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	
40	<u>203,500</u>	<u>252,900</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700		40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	
41	<u>204,800</u>	<u>254,300</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300		41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	
42	<u>206,100</u>	<u>255,700</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000		42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	
43	<u>207,400</u>	<u>257,100</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700		43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	
44	<u>208,700</u>	<u>258,400</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400		44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	
45	<u>209,800</u>	<u>259,600</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200		45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	
46	<u>211,100</u>	<u>260,900</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	<u>212,400</u>	<u>262,300</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	<u>213,700</u>	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		48	<u>215,200</u>	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	<u>214,800</u>	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		49	<u>216,300</u>	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	<u>215,900</u>	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		50	<u>217,400</u>	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	<u>216,900</u>	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		51	<u>218,400</u>	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	<u>218,000</u>	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		52	<u>219,500</u>	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	<u>219,100</u>	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		53	<u>220,600</u>	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	<u>220,100</u>	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		54	<u>221,600</u>	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	<u>221,000</u>	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		55	<u>222,500</u>	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	<u>222,000</u>	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		56	<u>223,500</u>	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	<u>222,400</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		57	<u>223,800</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	<u>223,300</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		58	<u>224,600</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	<u>224,100</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		59	<u>225,400</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	<u>224,900</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		60	<u>226,100</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	<u>225,600</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		61	<u>226,800</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行								改 正 案							
62	<u>226,600</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		62	<u>227,800</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	<u>227,400</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		63	<u>228,600</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	<u>228,300</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		64	<u>229,400</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	<u>229,000</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		65	<u>230,100</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	<u>229,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		66	<u>230,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	<u>230,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		67	<u>231,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	<u>231,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		68	<u>232,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	<u>232,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		69	<u>233,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	<u>233,100</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		70	<u>234,000</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	<u>233,700</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		71	<u>234,500</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	<u>234,500</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		72	<u>235,200</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	<u>235,300</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		73	<u>236,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	<u>236,000</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		74	<u>236,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	<u>236,700</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		75	<u>237,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	<u>237,300</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		76	<u>237,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	<u>238,000</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		77	<u>238,400</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	<u>238,800</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		78	<u>239,100</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	<u>239,600</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		79	<u>239,800</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600	381,500				94		294,900	342,600	381,500			

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行									改 正 案									
	95		295,200	343,100	382,100					95		295,200	343,100	382,100				
	96		295,600	343,500	382,600					96		295,600	343,500	382,600				
	97		295,800	343,700	383,300					97		295,800	343,700	383,300				
	98		296,100	344,100	383,900					98		296,100	344,100	383,900				
	99		296,500	344,500	384,500					99		296,500	344,500	384,500				
	100		296,900	344,800	385,100					100		296,900	344,800	385,100				
	101		297,100	345,100	385,800					101		297,100	345,100	385,800				
	102		297,400	345,500	386,400					102		297,400	345,500	386,400				
	103		297,800	345,900	386,900					103		297,800	345,900	386,900				
	104		298,100	346,300	387,500					104		298,100	346,300	387,500				
	105		298,300	346,800	388,200					105		298,300	346,800	388,200				
	106		298,600	347,200						106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600						107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000						108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500						109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900						110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200						111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500						112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000						113		300,800	350,000					
	114		301,000							114		301,000						
	115		301,300							115		301,300						
	116		301,700							116		301,700						
	117		301,900							117		301,900						
	118		302,100							118		302,100						
	119		302,400							119		302,400						
	120		302,700							120		302,700						
	121		303,100							121		303,100						
	122		303,300							122		303,300						
	123		303,600							123		303,600						
	124		303,900							124		303,900						
	125		304,200							125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800		
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。									備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。									

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行					改 正 案				
別表第2（第7条関係）					別表第2（第7条関係）				
医師職給料表					医師職給料表				
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900		1	249,800	335,000	399,000
	2	250,400	336,100	400,800		2	252,300	338,000	401,900
	3	252,900	339,000	403,700		3	254,800	340,900	404,500
	4	255,400	342,000	406,500		4	257,300	343,800	407,200
	5	257,600	344,700	409,100		5	259,500	346,500	409,800
	6	261,400	348,000	411,800		6	263,300	349,700	412,200
	7	265,200	351,100	414,600		7	267,100	352,800	414,900
	8	269,000	354,200	417,300		8	270,900	355,900	417,300
	9	272,600	357,000	419,500		9	274,500	358,700	419,500
	10	276,600	359,900	422,200		10	278,500	361,400	422,200
	11	280,600	363,000	424,800		11	282,500	364,500	424,800
	12	284,600	366,200	427,500		12	286,500	367,700	427,500
	13	288,400	369,100	429,900		13	290,300	370,600	429,900
	14	292,400	372,700	432,400		14	294,300	374,100	432,400
	15	296,300	375,900	434,800		15	298,200	377,100	434,800
	16	300,200	379,600	437,300		16	302,100	380,700	437,300
	17	303,900	383,200	439,300		17	305,800	384,300	439,300
	18	307,500	385,900	441,700		18	309,400	387,000	441,700
	19	311,000	388,700	444,000		19	312,900	389,500	444,000
	20	314,600	391,400	446,400		20	316,500	392,100	446,400
	21	318,200	394,200	447,900		21	320,100	394,900	447,900
	22	321,900	396,800	450,300		22	323,800	397,200	450,300
	23	325,400	399,400	452,600		23	327,300	399,700	452,600
	24	328,900	401,800	454,900		24	330,600	401,800	454,900
	25	332,400	403,800	456,900		25	334,100	403,800	456,900
	26	335,200	406,100	459,200		26	336,800	406,100	459,200
	27	337,800	408,300	461,400		27	339,400	408,300	461,400
	28	340,400	410,600	463,700		28	342,000	410,600	463,700
29	343,200	412,900	465,800	29	344,800	412,900	465,800		

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行					改 正 案				
	30	<u>345,300</u>	415,000	468,100		30	<u>346,700</u>	415,000	468,100
	31	<u>347,500</u>	417,000	470,400		31	<u>348,900</u>	417,000	470,400
	32	<u>349,900</u>	419,100	472,600		32	<u>351,300</u>	419,100	472,600
	33	<u>352,100</u>	421,000	474,600		33	<u>353,500</u>	421,000	474,600
	34	<u>354,500</u>	422,800	476,700		34	<u>355,800</u>	422,800	476,700
	35	<u>356,700</u>	424,600	478,800		35	<u>357,900</u>	424,600	478,800
	36	<u>359,200</u>	426,600	480,900		36	<u>360,200</u>	426,600	480,900
	37	<u>361,400</u>	428,500	483,000		37	<u>362,400</u>	428,500	483,000
	38	<u>363,800</u>	430,500	484,800		38	<u>364,800</u>	430,500	484,800
	39	<u>366,200</u>	432,400	486,600		39	<u>367,000</u>	432,400	486,600
	40	<u>368,400</u>	434,400	488,400		40	<u>369,000</u>	434,400	488,400
	41	<u>370,700</u>	436,200	490,100		41	<u>371,300</u>	436,200	490,100
	42	<u>372,100</u>	438,000	491,900		42	<u>372,500</u>	438,000	491,900
	43	<u>373,600</u>	439,700	493,700		43	<u>373,900</u>	439,700	493,700
	44	375,000	441,500	495,500		44	375,000	441,500	495,500
	45	376,200	443,300	497,100		45	376,200	443,300	497,100
	46	377,600	445,100	498,800		46	377,600	445,100	498,800
	47	379,100	446,900	500,600		47	379,100	446,900	500,600
	48	380,600	448,600	502,400		48	380,600	448,600	502,400
	49	381,700	450,400	504,000		49	381,700	450,400	504,000
	50	382,700	452,100	505,300		50	382,700	452,100	505,300
	51	383,700	453,900	506,600		51	383,700	453,900	506,600
	52	384,500	455,700	507,900		52	384,500	455,700	507,900
	53	385,400	457,600	508,900		53	385,400	457,600	508,900
	54	386,300	458,800	510,200		54	386,300	458,800	510,200
	55	387,000	460,000	511,500		55	387,000	460,000	511,500
	56	387,900	461,200	512,800		56	387,900	461,200	512,800
	57	388,600	462,400	513,800		57	388,600	462,400	513,800
	58	389,500	463,400	514,600		58	389,500	463,400	514,600
	59	390,300	464,400	515,400		59	390,300	464,400	515,400
	60	391,100	465,400	516,200		60	391,100	465,400	516,200
	61	391,600	466,200	517,100		61	391,600	466,200	517,100
	62	392,100	466,900	517,900		62	392,100	466,900	517,900
	63	392,500	467,600	518,800		63	392,500	467,600	518,800
	64	393,000	468,300	519,600		64	393,000	468,300	519,600

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行					改 正 案				
	65	393,300	469,000	520,500		65	393,300	469,000	520,500
	66		469,700	521,400		66		469,700	521,400
	67		470,400	522,100		67		470,400	522,100
	68		471,000	523,000		68		471,000	523,000
	69		471,300	523,900		69		471,300	523,900
	70		472,000	524,700		70		472,000	524,700
	71		472,700	525,600		71		472,700	525,600
	72		473,400	526,500		72		473,400	526,500
	73		473,800	527,300		73		473,800	527,300
	74		474,400	528,200		74		474,400	528,200
	75		475,100	529,100		75		475,100	529,100
	76		475,800	529,800		76		475,800	529,800
	77		476,200	530,600		77		476,200	530,600
	78		476,800	531,500		78		476,800	531,500
	79		477,400	532,400		79		477,400	532,400
	80		477,900	533,300		80		477,900	533,300
	81		478,500	534,100		81		478,500	534,100
	82		479,000	535,000		82		479,000	535,000
	83		479,500	535,900		83		479,500	535,900
	84		480,000	536,800		84		480,000	536,800
	85		480,400	537,600		85		480,400	537,600
	86		481,000	538,500		86		481,000	538,500
	87		481,400	539,400		87		481,400	539,400
	88		481,900	540,300		88		481,900	540,300
	89		482,400	541,100		89		482,400	541,100
	90		483,000			90		483,000	
	91		483,600			91		483,600	
	92		484,000			92		484,000	
	93		484,500			93		484,500	
	94		485,100			94		485,100	
	95		485,700			95		485,700	
	96		486,300			96		486,300	
	97		486,800			97		486,800	
再任用職員		296,200	338,600	393,000	再任用職員		296,200	338,600	393,000

備考 この表は、診療所等に勤務する医師に適用する。

備考 この表は、診療所等に勤務する医師に適用する。

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
-----	-------

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第2条による改正（淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

現 行		改 正 案																																							
（期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じて、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。		（期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じて、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="4">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6か月</th> <th>5か月以上 6か月未満</th> <th>3か月以上 5か月未満</th> <th>3か月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の 222.5</td> <td>100分の 178</td> <td>100分の 133.5</td> <td>100分の 66.75</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td><u>100分の</u> <u>222.5</u></td> <td><u>100分の</u> <u>178</u></td> <td><u>100分の</u> <u>133.5</u></td> <td><u>100分の</u> <u>66.75</u></td> </tr> </tbody> </table>		基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	100分の 222.5	100分の 178	100分の 133.5	100分の 66.75	12月1日	<u>100分の</u> <u>222.5</u>	<u>100分の</u> <u>178</u>	<u>100分の</u> <u>133.5</u>	<u>100分の</u> <u>66.75</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="4">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6か月</th> <th>5か月以上 6か月未満</th> <th>3か月以上 5か月未満</th> <th>3か月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の 222.5</td> <td>100分の 178</td> <td>100分の 133.5</td> <td>100分の 66.75</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td><u>100分の</u> <u>227.5</u></td> <td><u>100分の</u> <u>182</u></td> <td><u>100分の</u> <u>136.5</u></td> <td><u>100分の</u> <u>68.25</u></td> </tr> </tbody> </table>		基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	100分の 222.5	100分の 178	100分の 133.5	100分の 66.75	12月1日	<u>100分の</u> <u>227.5</u>	<u>100分の</u> <u>182</u>	<u>100分の</u> <u>136.5</u>	<u>100分の</u> <u>68.25</u>
基準日	在職期間																																								
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																					
6月1日	100分の 222.5	100分の 178	100分の 133.5	100分の 66.75																																					
12月1日	<u>100分の</u> <u>222.5</u>	<u>100分の</u> <u>178</u>	<u>100分の</u> <u>133.5</u>	<u>100分の</u> <u>66.75</u>																																					
基準日	在職期間																																								
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																					
6月1日	100分の 222.5	100分の 178	100分の 133.5	100分の 66.75																																					
12月1日	<u>100分の</u> <u>227.5</u>	<u>100分の</u> <u>182</u>	<u>100分の</u> <u>136.5</u>	<u>100分の</u> <u>68.25</u>																																					
3・4（略）		3・4（略）																																							



淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第3条による改正（淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
 一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。</p> <p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 <u>前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び期末手当をいう。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の報酬）</p> <p>第16条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項<u>並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により準用される地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項</u>に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。</p> <p>（会計年度任用職員の給与の種類等）</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（<u>技能労務職の会計年度任用職員（以下「技能労務職員」という。）を除く。</u>以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）<u>の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（技能労務職員を除く。</u>以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）<u>の給与は、報酬及び期末手当をいう。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の報酬）</p> <p>第16条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成</p>

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第3条による改正（淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
 一部改正）

現 行	改 正 案
<p>17年淡路市条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合において、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上のときは、その勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間とみなす。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第29条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>17年淡路市条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合において、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上のときは、その勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間とみなす。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第1項及び第3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額とする。</u></p> <p><u>(技能労務職員の給与の種類及び基準)</u></p> <p><u>第29条 技能労務職員の給与は、第2条第1項に規定する給料、報酬及び手当とする。</u></p> <p><u>2 技能労務職員の給与の基準は、その職務と責任の特殊性を考慮し、別に定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第30条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>(会計年度任用職員への移行に伴う経過措置)</u></p> <p><u>3 施行日の前日において、改正前の法第17条に規定する一般職に属する職員として採用されていた者が、施行日において引き続きフ</u></p>

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第3条による改正（淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
 一部改正）

現 行	改 正 案																																																																																																																								
<p>別表第1（第3条関係） 給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>1 級</th> <th>2 級</th> </tr> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> <tr> <td></td> <th style="text-align: center;">円</th> <th style="text-align: center;">円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;">144,100</td><td style="text-align: right;">194,000</td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;">145,200</td><td style="text-align: right;">195,800</td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;">146,400</td><td style="text-align: right;">197,600</td></tr> <tr><td>4</td><td style="text-align: right;">147,500</td><td style="text-align: right;">199,400</td></tr> <tr><td>5</td><td style="text-align: right;">148,600</td><td style="text-align: right;">200,900</td></tr> <tr><td>6</td><td style="text-align: right;">149,700</td><td style="text-align: right;">202,700</td></tr> <tr><td>7</td><td style="text-align: right;">150,800</td><td style="text-align: right;">204,500</td></tr> <tr><td>8</td><td style="text-align: right;">151,900</td><td style="text-align: right;">206,300</td></tr> <tr><td>9</td><td style="text-align: right;">153,000</td><td style="text-align: right;">207,900</td></tr> <tr><td>10</td><td style="text-align: right;">154,400</td><td style="text-align: right;">209,700</td></tr> <tr><td>11</td><td style="text-align: right;">155,700</td><td style="text-align: right;">211,500</td></tr> <tr><td>12</td><td style="text-align: right;">157,000</td><td style="text-align: right;">213,300</td></tr> <tr><td>13</td><td style="text-align: right;">158,300</td><td style="text-align: right;">214,700</td></tr> <tr><td>14</td><td style="text-align: right;">159,800</td><td style="text-align: right;">216,500</td></tr> <tr><td>15</td><td style="text-align: right;">161,300</td><td style="text-align: right;">218,200</td></tr> <tr><td>16</td><td style="text-align: right;">162,900</td><td style="text-align: right;">220,000</td></tr> <tr><td>17</td><td style="text-align: right;">164,200</td><td style="text-align: right;">221,700</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	1 級	2 級	号給	給料月額	給料月額		円	円	1	144,100	194,000	2	145,200	195,800	3	146,400	197,600	4	147,500	199,400	5	148,600	200,900	6	149,700	202,700	7	150,800	204,500	8	151,900	206,300	9	153,000	207,900	10	154,400	209,700	11	155,700	211,500	12	157,000	213,300	13	158,300	214,700	14	159,800	216,500	15	161,300	218,200	16	162,900	220,000	17	164,200	221,700	<p>別表第1（第3条関係） 給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>1 級</th> <th>2 級</th> </tr> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> <tr> <td></td> <th style="text-align: center;">円</th> <th style="text-align: center;">円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;">146,100</td><td style="text-align: right;">195,500</td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;">147,200</td><td style="text-align: right;">197,300</td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;">148,400</td><td style="text-align: right;">199,100</td></tr> <tr><td>4</td><td style="text-align: right;">149,500</td><td style="text-align: right;">200,900</td></tr> <tr><td>5</td><td style="text-align: right;">150,600</td><td style="text-align: right;">202,400</td></tr> <tr><td>6</td><td style="text-align: right;">151,700</td><td style="text-align: right;">204,200</td></tr> <tr><td>7</td><td style="text-align: right;">152,800</td><td style="text-align: right;">206,000</td></tr> <tr><td>8</td><td style="text-align: right;">153,900</td><td style="text-align: right;">207,800</td></tr> <tr><td>9</td><td style="text-align: right;">154,900</td><td style="text-align: right;">209,400</td></tr> <tr><td>10</td><td style="text-align: right;">156,300</td><td style="text-align: right;">211,200</td></tr> <tr><td>11</td><td style="text-align: right;">157,600</td><td style="text-align: right;">213,000</td></tr> <tr><td>12</td><td style="text-align: right;">158,900</td><td style="text-align: right;">214,800</td></tr> <tr><td>13</td><td style="text-align: right;">160,100</td><td style="text-align: right;">216,200</td></tr> <tr><td>14</td><td style="text-align: right;">161,600</td><td style="text-align: right;">218,000</td></tr> <tr><td>15</td><td style="text-align: right;">163,100</td><td style="text-align: right;">219,700</td></tr> <tr><td>16</td><td style="text-align: right;">164,700</td><td style="text-align: right;">221,500</td></tr> <tr><td>17</td><td style="text-align: right;">165,900</td><td style="text-align: right;">223,200</td></tr> </tbody> </table> <p><u>ルタイム会計年度任用職員として任用され、この条例の適用を受けることとなった場合に支給される1会計年度を単位とした給料及び期末手当の総額（以下「支給総額」という。）が、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間において支給されていた給料及び期末手当の総額（以下「特定期間支給総額」という。）に達しないこととなるものには、支給総額が特定期間支給総額に達するまでの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</u></p>	職務の級	1 級	2 級	号給	給料月額	給料月額		円	円	1	146,100	195,500	2	147,200	197,300	3	148,400	199,100	4	149,500	200,900	5	150,600	202,400	6	151,700	204,200	7	152,800	206,000	8	153,900	207,800	9	154,900	209,400	10	156,300	211,200	11	157,600	213,000	12	158,900	214,800	13	160,100	216,200	14	161,600	218,000	15	163,100	219,700	16	164,700	221,500	17	165,900	223,200
職務の級	1 級	2 級																																																																																																																							
号給	給料月額	給料月額																																																																																																																							
	円	円																																																																																																																							
1	144,100	194,000																																																																																																																							
2	145,200	195,800																																																																																																																							
3	146,400	197,600																																																																																																																							
4	147,500	199,400																																																																																																																							
5	148,600	200,900																																																																																																																							
6	149,700	202,700																																																																																																																							
7	150,800	204,500																																																																																																																							
8	151,900	206,300																																																																																																																							
9	153,000	207,900																																																																																																																							
10	154,400	209,700																																																																																																																							
11	155,700	211,500																																																																																																																							
12	157,000	213,300																																																																																																																							
13	158,300	214,700																																																																																																																							
14	159,800	216,500																																																																																																																							
15	161,300	218,200																																																																																																																							
16	162,900	220,000																																																																																																																							
17	164,200	221,700																																																																																																																							
職務の級	1 級	2 級																																																																																																																							
号給	給料月額	給料月額																																																																																																																							
	円	円																																																																																																																							
1	146,100	195,500																																																																																																																							
2	147,200	197,300																																																																																																																							
3	148,400	199,100																																																																																																																							
4	149,500	200,900																																																																																																																							
5	150,600	202,400																																																																																																																							
6	151,700	204,200																																																																																																																							
7	152,800	206,000																																																																																																																							
8	153,900	207,800																																																																																																																							
9	154,900	209,400																																																																																																																							
10	156,300	211,200																																																																																																																							
11	157,600	213,000																																																																																																																							
12	158,900	214,800																																																																																																																							
13	160,100	216,200																																																																																																																							
14	161,600	218,000																																																																																																																							
15	163,100	219,700																																																																																																																							
16	164,700	221,500																																																																																																																							
17	165,900	223,200																																																																																																																							

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第3条による改正（淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
 一部改正）

現 行			改 正 案		
18	<u>165,700</u>	<u>223,400</u>	18	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>
19	<u>167,200</u>	<u>225,000</u>	19	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>
20	<u>168,700</u>	<u>226,600</u>	20	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>
21	<u>170,100</u>	<u>228,000</u>	21	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>
22	<u>172,800</u>	<u>229,700</u>	22	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>
23	<u>175,400</u>	<u>231,300</u>	23	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>
24	<u>178,000</u>	<u>232,900</u>	24	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>
25	<u>180,700</u>	<u>234,000</u>	25	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>
26	<u>182,400</u>	<u>235,500</u>	26	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>
27	<u>184,000</u>	<u>236,900</u>	27	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>
28	<u>185,700</u>	<u>238,200</u>	28	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>
29	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>
30	<u>188,900</u>	<u>240,700</u>	30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>
31	<u>190,700</u>	<u>241,700</u>	31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>
32	<u>192,400</u>	<u>242,900</u>	32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>
33	<u>194,000</u>	<u>244,200</u>	33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>
34	<u>195,400</u>	<u>245,300</u>	34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>
35	<u>196,900</u>	<u>246,500</u>	35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>
36	<u>198,400</u>	<u>247,800</u>	36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>
37	<u>199,700</u>	<u>248,700</u>	37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>
38	<u>201,000</u>	<u>250,100</u>	38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>
39	<u>202,200</u>	<u>251,500</u>	39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>
40	<u>203,500</u>	<u>252,900</u>	40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>
41	<u>204,800</u>	<u>254,300</u>	41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>
42	<u>206,100</u>	<u>255,700</u>	42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>
43	<u>207,400</u>	<u>257,100</u>	43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>
44	<u>208,700</u>	<u>258,400</u>	44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>
45	<u>209,800</u>	<u>259,600</u>	45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>
46	<u>211,100</u>	<u>260,900</u>	46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>
47	<u>212,400</u>	<u>262,300</u>	47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>
48	<u>213,700</u>	263,600	48	<u>215,200</u>	263,600
49	<u>214,800</u>	264,700	49	<u>216,300</u>	264,700
50	<u>215,900</u>	265,800	50	<u>217,400</u>	265,800
51	<u>216,900</u>	267,100	51	<u>218,400</u>	267,100

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第3条による改正（淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
 一部改正）

現 行			改 正 案		
52	<u>218,000</u>	268,400	52	<u>219,500</u>	268,400
53	<u>219,100</u>	269,400	53	<u>220,600</u>	269,400
54	<u>220,100</u>	270,500	54	<u>221,600</u>	270,500
55	<u>221,000</u>	271,800	55	<u>222,500</u>	271,800
56	<u>222,000</u>	273,100	56	<u>223,500</u>	273,100
57	<u>222,400</u>	274,000	57	<u>223,800</u>	274,000
58	<u>223,300</u>	275,000	58	<u>224,600</u>	275,000
59	<u>224,100</u>	275,900	59	<u>225,400</u>	275,900
60	<u>224,900</u>	277,000	60	<u>226,100</u>	277,000
61	<u>225,600</u>	278,100	61	<u>226,800</u>	278,100
62	<u>226,600</u>	279,100	62	<u>227,800</u>	279,100
63	<u>227,400</u>	280,000	63	<u>228,600</u>	280,000
64	<u>228,300</u>	281,000	64	<u>229,400</u>	281,000
65	<u>229,000</u>	281,500	65	<u>230,100</u>	281,500
66	<u>229,800</u>	282,400	66	<u>230,800</u>	282,400
67	<u>230,700</u>	283,100	67	<u>231,700</u>	283,100
68	<u>231,700</u>	284,000	68	<u>232,700</u>	284,000
69	<u>232,400</u>	285,000	69	<u>233,400</u>	285,000
70	<u>233,100</u>	285,800	70	<u>234,000</u>	285,800
71	<u>233,700</u>	286,600	71	<u>234,500</u>	286,600
72	<u>234,500</u>	287,400	72	<u>235,200</u>	287,400
73	<u>235,300</u>	288,200	73	<u>236,000</u>	288,200
74	<u>236,000</u>	288,700	74	<u>236,600</u>	288,700
75	<u>236,700</u>	289,100	75	<u>237,200</u>	289,100
76	<u>237,300</u>	289,600	76	<u>237,700</u>	289,600
77	<u>238,000</u>	289,800	77	<u>238,400</u>	289,800
78	<u>238,800</u>	290,100	78	<u>239,100</u>	290,100
79	<u>239,600</u>	290,300	79	<u>239,800</u>	290,300
80	240,300	290,700	80	240,300	290,700
81	240,800	290,900	81	240,800	290,900
82	241,500	291,100	82	241,500	291,100
83	242,200	291,500	83	242,200	291,500
84	242,900	291,800	84	242,900	291,800
85	243,500	292,100	85	243,500	292,100

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第3条による改正（淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
 一部改正）

現 行			改 正 案		
86	244,200	292,400	86	244,200	292,400
87	244,900	292,700	87	244,900	292,700
88	245,600	293,100	88	245,600	293,100
89	246,100	293,400	89	246,100	293,400
90	246,600	293,800	90	246,600	293,800
91	246,900	294,100	91	246,900	294,100
92	247,300	294,500	92	247,300	294,500
93	247,600	294,700	93	247,600	294,700
94		294,900	94		294,900
95		295,200	95		295,200
96		295,600	96		295,600
97		295,800	97		295,800
98		296,100	98		296,100
99		296,500	99		296,500
100		296,900	100		296,900
101		297,100	101		297,100
102		297,400	102		297,400
103		297,800	103		297,800
104		298,100	104		298,100
105		298,300	105		298,300
106		298,600	106		298,600
107		299,000	107		299,000
108		299,300	108		299,300
109		299,500	109		299,500
110		299,900	110		299,900
111		300,300	111		300,300
112		300,600	112		300,600
113		300,800	113		300,800
114		301,000	114		301,000
115		301,300	115		301,300
116		301,700	116		301,700
117		301,900	117		301,900
118		302,100	118		302,100
119		302,400	119		302,400

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第3条による改正（淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
 一部改正）

現 行			改 正 案		
120		302,700	120		302,700
121		303,100	121		303,100
122		303,300	122		303,300
123		303,600	123		303,600
124		303,900	124		303,900
125		304,200	125		304,200

淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第4条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(勤勉手当)            第32条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)            第32条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>



淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第5条による改正（淡路市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

現 行		改 正 案																																							
<p>（期末手当）                      第5条（略）                      2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じて、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>		<p>（期末手当）                      第5条（略）                      2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じて、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="4">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6か月</th> <th>5か月以上 6か月未満</th> <th>3か月以上 5か月未満</th> <th>3か月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td><u>100分の</u> <u>222.5</u></td> <td><u>100分の</u> <u>178</u></td> <td><u>100分の</u> <u>133.5</u></td> <td><u>100分の</u> <u>66.75</u></td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td><u>100分の</u> <u>227.5</u></td> <td><u>100分の</u> <u>182</u></td> <td><u>100分の</u> <u>136.5</u></td> <td><u>100分の</u> <u>68.25</u></td> </tr> </tbody> </table>		基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	<u>100分の</u> <u>222.5</u>	<u>100分の</u> <u>178</u>	<u>100分の</u> <u>133.5</u>	<u>100分の</u> <u>66.75</u>	12月1日	<u>100分の</u> <u>227.5</u>	<u>100分の</u> <u>182</u>	<u>100分の</u> <u>136.5</u>	<u>100分の</u> <u>68.25</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="4">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6か月</th> <th>5か月以上 6か月未満</th> <th>3か月以上 5か月未満</th> <th>3か月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td><u>100分の</u> <u>225</u></td> <td><u>100分の</u> <u>180</u></td> <td><u>100分の</u> <u>135</u></td> <td><u>100分の</u> <u>67.5</u></td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td><u>100分の</u> <u>225</u></td> <td><u>100分の</u> <u>180</u></td> <td><u>100分の</u> <u>135</u></td> <td><u>100分の</u> <u>67.5</u></td> </tr> </tbody> </table>		基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	<u>100分の</u> <u>225</u>	<u>100分の</u> <u>180</u>	<u>100分の</u> <u>135</u>	<u>100分の</u> <u>67.5</u>	12月1日	<u>100分の</u> <u>225</u>	<u>100分の</u> <u>180</u>	<u>100分の</u> <u>135</u>	<u>100分の</u> <u>67.5</u>
基準日	在職期間																																								
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																					
6月1日	<u>100分の</u> <u>222.5</u>	<u>100分の</u> <u>178</u>	<u>100分の</u> <u>133.5</u>	<u>100分の</u> <u>66.75</u>																																					
12月1日	<u>100分の</u> <u>227.5</u>	<u>100分の</u> <u>182</u>	<u>100分の</u> <u>136.5</u>	<u>100分の</u> <u>68.25</u>																																					
基準日	在職期間																																								
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																					
6月1日	<u>100分の</u> <u>225</u>	<u>100分の</u> <u>180</u>	<u>100分の</u> <u>135</u>	<u>100分の</u> <u>67.5</u>																																					
12月1日	<u>100分の</u> <u>225</u>	<u>100分の</u> <u>180</u>	<u>100分の</u> <u>135</u>	<u>100分の</u> <u>67.5</u>																																					
3・4（略）		3・4（略）																																							

議案第 68 号

淡路市資源ごみ回収施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例制定の件

淡路市資源ごみ回収施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和元年 12 月 2 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市資源ごみ回収施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

淡路市資源ごみ回収施設の設置及び管理に関する条例(平成 17 年淡路市条例第  
134 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

1 月 1 日から 1 月 3 日まで	毎週日・月・火・木・金・土曜日	9 時～17 時
12 月 28 日から 翌年 1 月 4 日まで	毎週日・月・火・木・金・土曜日	9 時～16 時
	毎週月・水・土曜日	9 時～16 時
	毎週月・水・金曜日	13 時～16 時
	毎週日・水・金曜日	13 時～16 時

」

を

「

1 月 1 日から 同月 3 日まで	毎週日・月・火・木・金・土曜日	午前 9 時から 午後 4 時まで
	毎週火・木・土曜日	
	毎週月・水・土曜日	
	毎週日・月・水・金曜日	

毎週日・水・金曜日
-----------

に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

淡路市資源ごみ回収施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表第2（第5条関係） エコプラザの休日、受入日及び利用時間				別表第2（第5条関係） エコプラザの休日、受入日及び利用時間			
名称	休日	受入日	利用時間	名称	休日	受入日	利用時間
津名エコプラザ	1月1日 から 1月3日 まで	毎週日・月・ 火・木・金・ 土曜日	9時～ 17時	津名エコプラザ		毎週日・月・ 火・木・金・ 土曜日	
岩屋エコプラザ		毎週日・月・ 火・木・金・ 土曜日	9時～ 16時	岩屋エコプラザ		毎週火・木・ 土曜日	
北淡エコプラザ	12月2日	毎週月・水・ 土曜日	9時～ 16時	北淡エコプラザ	1月1日 から 同月3日 まで	毎週月・水・ 土曜日	午前9 時から 午後4 時まで
東浦エコプラザ	8日から 翌年1月 4日まで	毎週月・水・ 金曜日	13時 ～16 時	東浦エコプラザ		毎週日・月・ 水・金曜日	
一宮資源ごみ回収ステーション		毎週日・水・ 金曜日	13時 ～16 時	一宮資源ごみ回収ステーション		毎週日・水・ 金曜日	

議案第69号

淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第135号)の一部を次のように改正する。

第10条中「淡路市排水設備指定工事店規則」を「、淡路市排水設備指定工事店規則(平成17年淡路市規則第185号。以下「指定工事店規則」という。)」に改める。

第14条第2項第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第14条第2項第2号中「次項」を「第4項」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第14条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、市長にその旨を届け出るものとする。

第16条第3項中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改める。

第19条中「変更があったとき」の右に「、指定工事店規則第3条第1項第4号ア、オ若しくはカのいずれかに該当するに至ったとき」を加える。

(淡路市下水道条例の一部改正)

第2条 淡路市下水道条例(平成17年淡路市条例第211号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第13条第2項第2号中「次項」を「第4項」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第13条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、市長にその旨を届け出るものとする。

第15条第3項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改める。

第18条中「変更があったとき」の右に「、指定工事店規則第3条第1項第4号ア、オ若しくは力のいずれかに該当するに至ったとき、」を加える。

(淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年淡路市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

(淡路市印鑑条例の一部改正)

第4条 淡路市印鑑条例(平成17年淡路市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「満15歳未満の者及び成年被後見人」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 15歳未満の者

(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

第5条第2項中「記載」の右に「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))」を加える。

第6条第1項第3号中「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。

以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)」を削り、同条第2項中「(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。)」を削る。

第12条第1項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条第2項中「前項第4号」を「前項第2号から第4号まで」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき行われた処分その他の行為の効力については、なお従前の例による。

淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第1条による改正（淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（指定の基準）</p> <p>第10条 市長は、前条の指定の申請について<u>淡路市排水設備指定工事店規則</u>に定める要件に適合していると認めるときは、その指定を行う。</p> <p>（責任技術者の登録の資格）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p><u>(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>(2) <u>次項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者</u></p> <p><u>3</u>（略）</p> <p>（責任技術者証）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（指定の基準）</p> <p>第10条 市長は、前条の指定の申請について、<u>淡路市排水設備指定工事店規則（平成17年淡路市規則第185号。以下「指定工事店規則」という。）</u>に定める要件に適合していると認めるときは、その指定を行う。</p> <p>（責任技術者の登録の資格）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p><u>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(2) <u>第4項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者</u></p> <p><u>(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p><u>3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、市長にその旨を届け出るものとする。</u></p> <p><u>4</u>（略）</p> <p>（責任技術者証）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2（略）</p>



淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第1条による改正（淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>3 責任技術者は、<u>第14条第3項</u>の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第19条 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他指定工事店規則で定める事項に変更があったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>3 責任技術者は、<u>第14条第4項</u>の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第19条 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他指定工事店規則で定める事項に変更があったとき、<u>指定工事店規則第3条第1項第4号ア、オ若しくはカのいずれかに該当するに至ったとき</u>、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p>

淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
第2条による改正（淡路市下水道条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（責任技術者の登録の資格）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p><u>（1） 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>（2） <u>次項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者</u></p> <p><u>3</u>（略）</p>	<p>（責任技術者の登録の資格）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p><u>（1） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>（2） <u>第4項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者</u></p> <p><u>（3） 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p><u>3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、市長にその旨を届け出るものとする。</u></p> <p><u>4</u>（略）</p>
<p>（責任技術者証）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 責任技術者は、<u>第13条第3項の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。</u>また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。</p> <p>4（略）</p>	<p>（責任技術者証）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 責任技術者は、<u>第13条第4項の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。</u>また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。</p> <p>4（略）</p>

淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第2条による改正（淡路市下水道条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（変更の届出等）</p> <p>第18条 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他指定工事店規則で定める事項に変更があったとき又は排水設備等の新設等の工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>（変更の届出等）</p> <p>第18条 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他指定工事店規則で定める事項に変更があったとき、<u>指定工事店規則第3条第1項第4号ア、オ若しくはカのいずれかに該当するに至ったとき</u>、又は排水設備等の新設等の工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p>

淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第3条による改正（淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（職員）            第23条（略）            2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。            （1）（略）            （2）法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者            3 （略）</p>	<p>（職員）            第23条（略）            2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。            （1）（略）            （2）法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者            3 （略）</p>

淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
第4条による改正（淡路市印鑑条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（登録資格） 第2条（略） 2 前項の規定にかかわらず、<u>満15歳未満の者及び成年被後見人</u>は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>（登録拒否） 第5条（略） 2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち外国人住民に係る住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>（印鑑登録原票） 第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査した上、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)・(2)（略） (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（<u>法第6条第3項の規</u></p>	<p>（登録資格） 第2条（略） 2 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号のいずれかに該当する者</u>は、印鑑の登録を受けることができない。 <u>(1) 15歳未満の者</u> <u>(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>（登録拒否） 第5条（略） 2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち外国人住民に係る住民票の備考欄に記載（<u>法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）</u>）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>（印鑑登録原票） 第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査した上、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)・(2)（略） (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合に</p>

淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
第4条による改正（淡路市印鑑条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p><u>定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合</u>にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）</p> <p>(4)～(8)（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる事項は、<u>磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）</u>をもって作成するものとする。</p> <p>（印鑑登録の職権抹消）</p> <p>第12条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、職権で印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1) 本市の住民基本台帳から削除されたとき（政令第8条の2に規定する住民票を削除する場合を除く。）</p> <p>(2) 後見開始の審判を受けたとき。</p> <p>(3) 氏名、氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）の変更があったとき（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が印鑑の登録の抹消をすべき理由が生じたと認めるとき。</p> <p>2 市長は、<u>前項第4号</u>の理由により、印鑑の登録を抹消したときは、当該登録者にその旨を通知するものとする。</p>	<p>つては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）</p> <p>(4)～(8)（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる事項は、磁気ディスクをもって作成するものとする。</p> <p>（印鑑登録の職権抹消）</p> <p>第12条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、職権で印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1) 本市の住民基本台帳から削除されたとき（政令第8条の2に規定する住民票を削除する場合を除く。）</p> <p>(2) 後見開始の審判を受けたとき。</p> <p>(3) 氏名、氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）の変更があったとき（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が印鑑の登録の抹消をすべき理由が生じたと認めるとき。</p> <p>2 市長は、<u>前項第2号から第4号まで</u>の理由により、印鑑の登録を抹消したときは、当該登録者にその旨を通知するものとする。</p>